

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

内国法人の外国税額の控除に関する明細書				事業年度等	:	:	法人名				
Ⅰ 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書											
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	円	区 分			国外所得対応分	①のうち非課税所得分			
							①	②			
当期の法人税額の控除限度額の計算	当期の法人税額 ((別表一「2」-「3」) - 別表六(五)の二「5」の③) - 別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)		2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額			24	円	円	
	当期の所得金額	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)		3		納付した控除対象外国法人税額			25		
					交際費等の損金不算入額			26			
		繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)		4		貸倒引当金の戻入額			27		
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)		5					28		
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)		6					29		
		組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)		7					30		
		組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)		8					31		
		計 (3) + (4) + (5) - (6) - (7) + (8) (マイナスの場合は0)		9					32		
	当期の調整額	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)		10					33		
		その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)		11					34		
	国外所得金額	(10) + (11) (マイナスの場合は0)		12		小 計			35		
		非課税国外所得の金額 (46の②) + (別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)		13		貸倒引当金の繰入額			36		
		(12) - (13) (マイナスの場合は0)		14					37		
		(9) × 90%		15					38		
	当期に控除できる金額の計算	調整国外所得金額 ((14) と (15) のうち少ない金額)		16					39		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)		17					40				
法第69条第1項により控除できる金額 ((1) と (17) のうち少ない金額)		18					41				
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)		19					42				
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)		20					43				
((18) + (19) + (20)) 又は当初申告税額控除額		21					44				
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)		22		小 計			45				
当期に控除できる金額 (21) + (22)		23		計 (24) + (35) - (45)			46				
Ⅱ 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書											
当期の控除対象外国法人税額 (1)		47	円	地方法人税控除限度額 (51) × $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)		52	円				
法人税の控除限度額 (17)		48		地方法第12条第1項により控除できる金額 ((49) と (52) のうち少ない金額)		53					
差引控除対象外国法人税額 (47) - (48)		49		(53) 又は当初申告税額控除額		54					
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」) + (別表六(六)「9の㉔」) +「9の㉕」)		50	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13の計」)		55				
	地方法人税額 (50) × 10.3% - ((別表六(五)の二「5」の③) + (別表十七(三)の六「1」) - (別表一「2」-「3」)) と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)		51		外国税額の控除額 (54) + (55)		56				